

緑区社会福祉協議会「共同募金配分金助成事業」実施要領

社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会

1 目的

この事業は、「共同募金配分金」を財源として、緑区内の事業に必要な資金の一部を補助し支援することにより緑区の社会福祉の推進を図るものである。

2 助成方針

区民からの寄付を財源とした共同募金配分金を有効に配分するための助成方針を次のとおり定める。

- (1) 緑区の地域福祉の推進のために実施する、より公開性のある事業に対して助成する。
- (2) 広域的でより多くの方に還元ができる事業であり、かつ地域福祉の向上に一定の成果が期待できる事業に対して優先的に助成する。
- (3) 「法人格を有する団体・施設」及び「利用料の収入や公的資金による助成等のある団体・施設」よりも、「他の収入源や支援の受けられないボランティア団体やNPO等」に対して優先的に助成する。
- (4) 独自性、先駆性、緑区らしさのある事業に優先的に助成する。

3 審査基準

評価項目	考え方
① 事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・緑区内における地域福祉の推進を目的とした事業となっているか・事業の継続性・発展性が期待できるか・団体・施設等が本来独自で行うべき事業ではないか
② 事業の内容	<ul style="list-style-type: none">・公開性のある事業であるか・福祉施設等の行事の場合、地域や他団体との連携ができているか・先駆性、創意工夫、緑区らしさがあるか
③ 適正な予算	<ul style="list-style-type: none">・事業を実施するにあたり、適正な予算が組まれているか
④ 助成金の使途	<ul style="list-style-type: none">・事業実施に直接必要な経費か・過度なもの配りに係る経費に充てられていないか・内部講師に対しての謝金に充てられていないか・備品購入費のみに充てられていないか・講師等謝金の助成額は最大半額までとする
⑤ 必要性	<ul style="list-style-type: none">・適切な参加費を徴収した上で、助成金を必要としているか・他からの助成金を受けていない事業へ優先的に助成する
⑥ 連携の状況	<ul style="list-style-type: none">・地域や他団体等と連携を図り、実施しているか
⑦ 団体の活動内容・実績	<ul style="list-style-type: none">・団体の活動内容や過去における活動実績等
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none">・赤い羽根共同募金運動への取り組み

4 対象

下記（1）（2）に該当する施設・団体等が、事業のために必要とする費用を対象として助成を行う。

- (1) 緑区内にある福祉施設・福祉団体
- (2) 緑区内で福祉活動をしているボランティア団体・NPO 団体

5 助成件数

助成件数は1事業につき1件とする。

6 助成限度額

- (1) 助成金額は、1団体あたり15万円を上限として助成を行う。
複数事業申請時は、各事業申請額の総和の上限を15万円とする。
- (2) 福祉関係の当事者団体や区内で福祉活動を行う団体の連合会など広域的
でより多くの方を対象として活動を行う団体については、申請額の総和
の上限を75万円とする。
事業費の一部を助成するため、申請金額を事業費の総額とすることはできない。
また、審査の結果、助成額が申請額を下回ることもある。

7 対象外事業

下記(1)～(4)に該当する事業は申請対象外とする。

- (1) 特定の宗教、信条等に基づいて企画され、当該事業への参加等において公平性を阻害すると
危惧される事業。
- (2) 当該活動が、営利活動や政治等の運動のための手段として行われている事業。
- (3) 学区敬老会事業、および学区広報事業。
- (4) 福祉性の薄い旅行（レジャー、行楽）や飲食を伴う事業。

8 対象外経費

下記(1)～(2)に該当する経費は申請対象外とする。

- (1) 食材費
- (2) 団体自身の運営費（家賃、光熱水費、人件費等）

9 申込

所定の用紙（様式1）に必要事項を記入し、各年度指定の期限までに本会会長あてに申し込む。

10 聞き取り

審査の参考にするため、必要に応じて申込時に申請事業及び申請団体についての聞き取り（ヒアリング）を実施する場合がある。

11 審査・決定

提出書類を本会補助事業評価委員会にて選考し、必要に応じて調査等を行ったうえで決定する。なお、補助事業評価委員会の規程は別に定める。

12 報告

助成を受けた施設・団体は、申請事業を実施後すみやかに所定の用紙（様式2）に必要事項を記入し、領収書を添付して本会会長へ報告する。

なお、当該年度末までに理由なく報告書の提出がない場合は、翌年度以降の申し込みは当面の間受け付けないとする。

13 助成金の返還

助成申請した事業を実施しなかった場合、または助成を受けた金額より少額で事業を実施できた場合は、全額または差額を本会へ返還するものとする。

また、理由なく報告書の提出のない場合は、助成金の全額を本会へ返還するものとする。

14 細則

この要領に定めるもののほか、共同募金配分金助成事業の審査に係る必要な事項は会長が別に定める。